

令和7年西東京市教育委員会第1回定例会会議録

- 1 日 時 令和7年1月26日（日）
開会 午後2時00分 閉会 午後2時58分
- 2 場 所 田無第二庁舎4階 会議室
- 3 付議事件 別紙議事日程のとおり
- 4 出席委員 教 育 長 後 藤 彰
教 育 長 職 務 代 理 者 米 森 修 一
委 員 山 田 章 雄
委 員 服 部 雅 子
委 員 今 井 ゆ み
委 員 穴 戸 鈴 子
- 5 出席職員 教 育 部 長 早 川 礼 成
教 育 部 特 命 担 当 部 長 岡 本 範 子
教 育 部 副 参 与 兼 教 育 企 画 課 長 飯 島 陽 子
学 務 課 長 近 藤 直
教 育 指 導 課 長 田 村 孝 夫
統 括 指 導 主 事 高 野 郁 子
教 育 部 副 参 与 兼 教 育 支 援 課 長 田 中 彰
社 会 教 育 課 長 大 内 和 泉
公 民 館 長 福 所 良 幸
図 書 館 長 大 庭 心 平
- 6 欠席職員 教 育 部 主 幹 （ 教 育 企 画 課 ） 栗 林 武
- 7 事 務 局 教 育 企 画 課 長 補 佐 兼 企 画 調 整 係 長 佐々木 通
- 8 傍 聴 人 3人

令和 7 年西東京市教育委員会第 1 回定例会議事日程

日 時 令和 7 年 1 月 26 日（日）午後 2 時から
場 所 田無第二庁舎 4 階 会議室

第 1 会議録署名委員の指名

第 2 議案第 1 号 西東京市特別支援学級配置計画

第 3 報告事項 (1) 令和 6 年西東京市議会第 4 回定例会報告（教育関係）
(2) 西東京市学校給食における異物混入対応マニュアルの制定等について
(3) 令和 7 年（令和 6 年度）西東京市二十歳のつどい実施報告
(4) 令和 6 年度西東京市図書館資料整理に伴う休館について

第 4 そ の 他

西東京市教育委員会会議録

令和 7 年第 1 回定例会
(1 月 26 日)

午 後 2 時 00 分 開 会

議事の経過

○後藤教育長 ただいまから令和7年西東京市教育委員会第1回定例会を開会いたします。

これより直ちに本日の会議を開きます。

本日の会議は傍聴の申し出があったため、傍聴希望者の入場を許可します。

〔傍聴者入場〕

日程第1 会議録署名委員の指名を行います。本日は穴戸委員にお願いしたいと思いますが、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○後藤教育長 それでは、本日は穴戸委員にお願いいたします。

○後藤教育長 日程第2 議案第1号 西東京市特別支援学級配置計画、を議題といたします。
提案理由の説明を求めます。

○近藤学務課長 議案第1号 西東京市特別支援学級配置計画、について説明申し上げます。

本計画につきましては、令和6年5月に西東京市特別支援学級の配置等に関する検討委員会を立ち上げ、これまでに7回にわたって検討を行うとともに、保護者の皆様との意見交換会での御意見なども踏まえ、策定を進めてまいったものでございます。

計画書1ページをお願いいたします。第1章では、計画の基本的な考え方といたしまして、本計画の目的、特別支援教育に関する国の動向、東京都の動向、計画の位置づけ、計画期間について記述させていただいております。本計画は、西東京市における特別支援学級の配置についての考え方を示すとともに、計画的な取組により、子どもたちにより良い教育環境を提供し、子どもたちの能力や可能性を伸ばす多様で柔軟な特別支援教育の充実を図ることを目的とするものでございます。また、本計画は、西東京市教育計画に基づく、特別支援学級の配置についての実行計画として位置づけ、計画期間につきましては、西東京市学校施設個別施設計画との整合を図り、令和15年度までを計画期間とするものでございます。

計画書3ページをお願いいたします。第2章では、特別支援学級等の現状と課題といたしまして、3ページから12ページにかけまして、児童数・生徒数の推移と今後の推計、特別支援学級等における指導の現状、特別支援教育の推進体制の現状、他市と比較した特別支援学級の設置状況、西東京市における特別支援学級等の現状と課題について記述させていただいております。通常の学級の児童数・生徒数につきましては、今後、減少が見込まれているところでございますが、特別支援学級における児童数・生徒数の推移は、今後も引き続き増加の傾向を見込んでいるところでございます。また、多摩26市における周辺の同規模自治体との比較では、西東京市において知的障害特別支援学級の設置校数が少ないこと、また、自閉症・情緒障害特別支援学級が併設されていることから、特別支援学級設置校1校当たりの学級数、児童・生徒数が多くなる傾向にあり、新たに特別支援学級の設置校を配置することで、一人ひとりの能力や可能性を伸ばすゆとりある教育環境を整備していく必要があることを確認し、検討委員会において新たな特別支援学級の設置に向けて具体的な検討を進めてまいりました。

計画書13ページをお願いいたします。第3章では、特別支援学級の基本的な方向性として、特別支援学級設置校の設置の考え方、今後の配置目標、今後の設置時期等についてお示しをさせていただきました。特別支援学級につきまして、今後、新たな設置に当たっては、知的障害特別支援学級、または自閉症・情緒障害特別支援学級のいずれかの単独設置を基本としつつ、学校建替え等により十分なスペースが確保できる場合には、併設についても検討すること、また、将来的には特別支援学級の全校設置を目標とすることなどを記載してございます。また、本計画期間における配置目標として、小学校の知的障害特別支援学級で9校程度、自閉症・情緒障害特別支援学級で6校程度、中学校では、知的障害特別支援学級で6校程度、自閉症・情緒障害特別支援学級で4校程度の配置を目指すことを掲げ、令和8年4月に本町小学校、住吉小学校、けやき小学校、柳沢中学校の小学校3校、中学校1校で新たに知的障害特別支援学級の開設をすることとしております。あわせて、今後の学校建替えに合わせて特別支援学級を設置していくことをお示ししてございます。

計画書15ページをお願いいたします。第4章では、特別支援学級設置校の設置の具体的展開として、令和8年4月に特別支援学級を設置する学校と、令和9年度以降の取組についてお示ししてございます。具体的には、今後の特別支援学級における児童・生徒数の推計や、現在の特別支援学級設置校における学校施設の状況などを踏まえ、令和8年4月に本町小学校、住吉小学校、けやき小学校、柳沢中学校の4校に知的障害特別支援学級を開設するとともに、現状の通学区域の見直しを行い、子どもたちによりよい教育環境を提供していくとともに、通学の利便性の向上を図ってまいります。

16ページ、17ページをお願いいたします。現在わかば学級が開設されている田無小学校につきましては、令和8年4月に本町小学校及びけやき小学校に知的障害特別支援学級を開設いたします。現在、田無小学校知的障害学級における通学区域は田無小学校、芝久保小学校、上向台小学校、本町小学校、けやき小学校の区域となっておりますが、このうち、本町小学校の区域を本町小学校の知的障害特別支援学級の区域、芝久保小学校、けやき小学校の区域をけやき小学校の知的障害特別支援学級の通学区域として見直しを行ってまいります。

18ページ、19ページをお願いいたします。現在あすなろ学級が開設されている東小学校につきましては、令和8年4月に本町小学校及び住吉小学校に知的障害特別支援学級を開設し、一定の移行期間を経て知的障害特別支援学級を縮小し、自閉症・情緒障害特別支援学級の単独設置校とすることといたします。現在、東小学校知的障害特別支援学級における通学区域は保谷小学校、保谷第一小学校、碧山小学校、東小学校、住吉小学校の区域となっておりますが、このうち、保谷小学校の区域を本町小学校の知的障害特別支援学級の通学区域、保谷第一小学校、碧山小学校、東小学校、住吉小学校の区域を住吉小学校の知的障害特別支援学級の通学区域として見直しを行ってまいります。

20ページ、21ページをお願いいたします。現在みどり学級が開設されている柳沢小学校につきましては、令和8年4月に本町小学校に知的障害特別支援学級を開設いたします。現在、柳沢小学校知的障害特別支援学級における通学区域は保谷第二小学校、東伏見小学校、向台小学校、柳沢小学校の区域となっております。このうち、東伏見小学校の区域を本町小学校の知的障害特別支援学級の通学区域として見直しを行ってまいります。

22ページ、23ページをお願いいたします。現在特別支援学級が開設されている田無第一中学校及び保谷中学校につきましては、令和8年4月に柳沢中学校に知的障害特別支援学級を開設いたします。現在、田無第一中学校知的障害特別支援学級における通学区域は田無第一中学校、田無第二中学校の一部、田無第三中学校の一部、柳沢中学校の一部、田無第四中学校の区域となっております。また、保谷中学校知的障害特別支援学級における通学区域は保谷中学校、田無第二中学校の一部、柳沢中学校の一部、明保中学校の一部の区域となっておりますが、このうち、柳沢中学校の区域、田無第四中学校の区域を柳沢中学校の知的障害特別支援学級の通学区域として見直しを行ってまいります。

なお、見直し後の新たな通学区域につきましては、令和8年4月以降、新たに入学・転学する児童・生徒の方から適用させていただき、現在知的障害特別支援学級に在籍している児童・生徒につきましては、令和7年度中に、知的障害特別支援学級の開設に伴う転学の希望につきまして意向調査を実施させていただく予定でございます。

24ページ、25ページをお願いいたします。こちらは、令和8年4月以降の知的障害特別支援学級の通学区域について図でお示しするとともに、設置校ごとに通学区域となる区域について表でお示ししたものとなっております。

私からの説明は以上でございます。本配置計画を踏まえ、より良い教育環境を整備するとともに、特別支援教育の充実を図ってまいりたいと考えておりますので、よろしく御審議の上、御決定賜りますようお願いいたします。

○後藤教育長 説明が終わりました。質疑を受けます。

○今井委員 一つ教えていただきたいのですが、今回の変更によって学校が変更になる対象の方がいらして、それで意向調査をするということだったのですけれども、希望をすれば残ることもできるし、移ることもできるということですよ。そのときは残ると言ったのだけれども、それを通り越してまた過ぎたときに、やっぱり移りたいですというふうになった場合はどうなりますか。

○近藤学務課長 お答えいたします。これまで保護者様との意見交換、また、説明会を通じて様々御意見をいただいた中で、やはり特性のあるお子様でございまして、特に友人関係、また、先生との関係、通学距離と、様々配慮すべき点があるというふうに考えてございます。今回、令和7年度に意向調査を実施させていただき、令和8年4月段階での転学の希望について伺わせていただきますが、その後も、やはり1年たって、2年たってということで、子どもの友人関係とか、通ってみての通学の利便性とか、そういったところで、今後またお気持ちが変わるといったところもあると思いますので、そういった方につきましては、年度がわりのタイミングで改めて転学ができる、できないといったところの御相談に応じてまいりたいというふうに考えているところでございます。

○今井委員 ありがとうございます。この配置計画については、開設に伴って状況が変わるということは対象の御家庭にとっては本当に大きなことだと思うので、不安とか心配なことがあったときに、それを聞いてもらえるというか、相談に乗ってもらえるような体制というものをしっかりつくっていただきたいなというふうに思っています。よろしくお願いします。

○山田委員 今の今井委員の御質問とかぶるかもしれないですけども、意向調査をやった結

果、仮の話ですが、移りたいという方が出てこないとか、要するに、新しく設置した学校の定員が満たないで、混雑が解消にならないというふうな事態も想定できるのではないかなと思うんですけれども、仮にそういう事態が生じた場合にどうしたらいいのでしょうか。要するに、強制的に移ってくれと言うことは難しいと思うんですよね。

○近藤学務課長 現在、特別支援学級のお子様の児童数・生徒数の推計、また、学級数の推計を行ってございます。その中で、意向調査において、現在在籍の方が全て残るといった意向を示した場合についても対応が可能な計画としていただいております。令和8年4月以降は新たな学区域が適用になりますので、その時点で新入学1年生からは新しい学校へ御入学いただくこととなりますので、将来的に現状が改善されないといった状況は想定してないところでございます。

○山田委員 わかりました。

では、新しく入学してくる生徒さんたちのほうは学校選択はできないと。要するに、その区域であったらば、実はうちはこっちのほうに近いのだけれどもとか、そういう希望というものは反映されないのですか。

○近藤学務課長 学区域としては、令和8年4月以降は新たな学区域が適用となりますが、あとは指定校変更の承認基準というものもございまして、特段の理由がある場合には、そういった指定校変更の承認基準に沿った形で指定校変更の御相談のほうは対応してまいりたいというふうに考えているところでございます。

○山田委員 わかりました。ありがとうございました。

○米森教育長職務代理者 今回の計画で、特別支援学級の関係は設置校が増えて、利便性が高まるということはすごくわかります。その一方で、分散した結果、例えば教育の質、学校の先生がその分充足しないとまずいのではないかと、一人ひとりと向き合う人数とか、いろいろそういうことも教育の面に与える影響もあるかと思うんですが、その辺はどういうふうに考えたらよろしいでしょうか。

○田村教育指導課長 私から、教育の質についてお答えいたします。教員の人数に関しましては、児童・生徒8名に1名配置されている状況です。ですので、基本的には、例えば、東小学校から住吉小学校に8名の児童が行った場合には、東小学校の教員が行くかどうかは別として、その辺のところは、数的には同じ人数の教員が配置されるということですので、過不足がないというようなところでやっておりますので、大丈夫でございます。

以上です。

○服部委員 今、区分の地図を見ながらお話を聞いていて、とても私たちにはわかりいいのですけれども、例えば25ページの中学校のところで、明保中の区域の上の部分が今度は青嵐中のほうに行くということは、今、ここにいる人たちがこういうふうに新たな区分に行くということですね。そういう場合の保護者の方及び本人への説得というか、納得というか、そういうことはどういうふうに思っているのかということ、もしつかめていたら教えてください。

あと、建物はどこの学校へ行くかというより、やっぱり人なのではないかと思うんですけれども、今、8人に1人という物理的な条件を伺ったのですが、さっき山田委員やらがおつ

しゃったみたいに、いや、そこへ行くつもりだったけれども、やっぱりこっちということで、移動の人数が変わってしまったとき、そこですぐにまた新たに人を投入できるのか。

あと、市内の人数というものはある程度把握できると思うんですけども、西東京市の特別支援教育が充実するほど、ほかの市から引っ越してこられるとか、そういったことへの対応も視野に入れてこういう計画になっているのでしょうか。

- 近藤学務課長 まず、25ページの学区域のところでございますが、今回変更があるのは、柳沢中学校への特別支援学級開設に伴いまして、保谷中学校の部分と、あと、田無第一中学校の部分になります。委員がおっしゃった明保中学校の通学区域の部分につきましては変更がございません。また、保谷中学校と田無第一中学校には、今後また個別に説明に上がらせていただきますして、学区域の見直しについても事前の周知を図ってまいりたいというふうに考えてございます。

それから、また、この計画に当たって、他市からの御転入といったことは検討しているのかといったところだと思いますが、今回、児童・生徒数の推計を行うに当たりましては、これまでの西東京市における転入、また、転学の状況なども考慮した形で推計を行ってございますので、この計画には反映されているというふうに認識しているところでございます。

以上です。

- 田村教育指導課長 学級編制に伴う教員の人数等についてお答えいたします。こちらのほうは、この配置にも関わってくるのですけれども、基本的には学級数に応じて教員数が配置されるということです。学務課のほうの情報と教育指導課のほうの情報を綿密にやりながら、増える、減るというところがあると思いますので、そういったところは東京都教育委員会のほうに連携をしながら配置をしていくということになっております。ただし、4月8日以降の場合、これは通常の学級でも同じなんですけれども、増えた場合には学級数は変わらないでいくということになっております。

以上です。

- 服部委員 もしオーバー、これ以上受け入れられないというようなことがあったときに拒否されるという、例えば、そういう申し出があって拒否するというようなことは起こらないでしょうか。他市からお見えになることを例えば検討しておられて、そういう御相談はあるのでしょうか。

- 近藤学務課長 基本的に、他市からの転入のお子様については、通常の学級でもそうですけれども、教室の定員をオーバーしているからといって受け入れを拒否するということは基本的にはできないというふうに考えているところでございます。また、事前の転入の予定ということで御相談があった場合には、現在の学級の人数であるとか、そういったところについては転入前に情報の提供をさせていただき、検討の材料としていただく、そういった対応を行っているところでございます。

以上です。

- 服部委員 ありがとうございました。

- 後藤教育長 ほかに質疑はございませんか。――質疑を終結します。

これより討論に入ります。――討論を終結します。

これより議案第1号 西東京市特別支援学級配置計画、を採決いたします。原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

全員賛成。よって、本議案は原案のとおり可決されました。

○後藤教育長 日程第3 報告事項に入ります。質疑は後ほど2回に分けて行いたいと存じます。

はじめに、報告事項（1）令和6年西東京市議会第4回定例会報告（教育関係）、の説明をお願いいたします。

○早川教育部長 それでは、令和6年第4回西東京市議会定例会に関しまして報告いたします。報告資料を御覧ください。

日程につきましては、11月29日から12月17日まで、会期19日で開催されました。

条例等付議案件関係につきましては、教育関係はございませんでした。

請願・陳情関係につきましても、教育関係はございませんでした。

一般質問につきましては、資料、表紙の裏面の目次を御覧ください。12月2日から12月5日までの4日間行われ、教育関係では20名の議員から32本の質問をいただきました。それを項目でまとめたものが目次のナンバー1から19まででございます。主な項目でございますが、田無第三中学校建替えについて、学校給食への異物混入について、特別支援教育について、そのほか、いじめの防止についてなどの御質問をいただきました。詳細につきましては、後ほど1ページから11ページまでの資料を御参照願います。

以上、報告とさせていただきます。

○後藤教育長 ありがとうございます。

続きまして、報告事項（2）西東京市学校給食における異物混入対応マニュアルの制定等について、説明をお願いいたします。

○近藤学務課長 私からは、西東京市学校給食における異物混入対応マニュアルの制定等について、説明いたします。

昨年10月に発生いたしました異物混入事故を受け、西東京市立小・中学校給食等異物混入対策委員会を立ち上げ、異物混入発生時の対応や再発防止対策について協議してまいりました。このたび、これまでの協議を踏まえ異物混入対応マニュアルを作成いたしましたので、報告をさせていただきます。

資料として配付しているものにつきましては本編と概要版となりますが、説明につきましては概要版で説明をさせていただきます。

はじめに、1ページを御覧ください。こちらでは異物の定義とレベル別の分類を提示してございます。レベル1、2を危険異物、レベル3を非危険異物、レベル4を原料由来物としております。非危険異物や原料由来物であっても、大量混入など、身体、生命への影響が考えられる場合には危険異物と同様に対応してまいります。

2ページをお願いいたします。2ページでは異物混入が起きた際の対応を図式化しております。危険異物と非危険異物とで対応が異なっているものでございます。ただし、非危険異

物でありましても、混入状況、内容によっては危険異物と同様に扱いをいたします。

3 ページでは調理場で異物混入が発見された際の連絡体制、4 ページでは教室で発見された際の連絡体制についてお示しをしております。どちらも、概要版では危険異物が混入した場合を抜粋して掲載させていただいております。調理場での発生時には、教育委員会へ一報を入れるとともに、その状況に応じて、取り除いて使用するか、当該食材の交換をするか、食材、献立の提供を中止するかの判断を行います。その後、調理場で混入したのか、納入時点で混入していたのか、確認を行います。教室で発生した場合については、学校全体の給食を即時中止し、親子給食実施校は関係校にも混入の可能性を確認いたします。あわせて、教育委員会へも一報を入れ、報告を行います。

5 ページでは、異物のレベルごとに、学校での対応、教育委員会での対応について表にまとめて整理をさせていただいております。表の右側にございます、教室において危険異物が混入された場合について説明をいたします。まず、東京都及び多摩小平保健所へ速やかに報告をいたします。公表につきましては、明らかに調理業者等に瑕疵が認められる場合に実施をいたします。ただし、業者等の瑕疵が不明な場合には「原因調査中」として公表を行います。その後、速やかに混入経緯等を調査し、経緯や原因がほぼ確定した段階で改めて公表を行います。公表の流れといたしましては、①該当学校（親子校の場合は両校）の保護者宛て文書を作成し、学校を通じて配布をいたします。②被害児童・生徒への経過の説明、対策、再発防止策について説明するとともに、謝罪をいたします。③異物混入対策委員会を開催いたします。④該当学校（親子校の場合は両校）の保護者説明会を実施いたします。⑤保護者説明会実施後、プレスリリースを実施いたします。

なお、12月に発生いたしました異物混入事案1件と、給食の提供前に混入の可能性があることから給食の提供を中止した事案1件につきまして、今後の対応等を整理し、新たにマニュアルに追記していくための検討を現在行っているところでございます。

教育委員会としまして、本マニュアルの活用とあわせ、各学校や給食調理の現場との連携を図りながら異物混入事案の発生ゼロを目指すとともに、今後とも子どもたちに安全でおいしい給食を提供できるよう努めてまいります。

私からの報告は以上でございます。

○後藤教育長 ありがとうございます。

報告事項（1）から（2）の説明が終わりました。質疑を受けます。

○宍戸委員 今御説明があった学校給食における異物混入対応マニュアルなんですが、これは西東京市版というふうになっているのですが、他の区市町村にもこういうものはあるのでしょうか。

○近藤学務課長 お答えいたします。今回、マニュアルを策定するに当たりましては、各自治体におけるホームページの掲載等を確認させていただき、その対応状況、また、記載内容について、そちらのほうも検証させていただき、参考とさせていただいたところでございます。ただ、今回の事案については、西東京市で実際に起こった事案をどうしたら防げたのか、そういう視点で作った部分もございますので、西東京市独自の部分も多くございます。

○宍戸委員 ありがとうございます。

事故が起こったときに都のほうにも報告を上げたりしているので、都教委のほうも多分いろんな事例をお持ちだと思うので、せっかく西東京市で作ったものに抜けている部分がないかとかを都教委の目で検証していただくというか、そういう機会があってもいいのかなというふうに思ったので、もしあれば検討していただければと思います。

- 近藤学務課長　今回作成したマニュアルにつきましては東京都にも資料提供をさせていただいておりまして、御意見をいただく予定でございます。また、マニュアルについては、1回作成したら完成ということではなく、今後新たな追記等、見直しを行いながらバージョンアップをしまいたいというふうに考えてございます。引き続き事故、異物混入ゼロに向けて取り組んでまいります。

以上です。

- 山田委員　多分、このマニュアルを徹底させるために、関係者の方を集めて説明会等を開かれると思うんですけども、それに加えて、このマニュアルをしょっちゅう手元に置いておくということは難しいと思うので、重要な図式の部分ですかね。ここを大きくパネルみたいなものにして、水なんかがかかっても大丈夫そうで、給食の調理場とか教室に置けるようなものを用意して各校に配付するようなことをしていただいて、関係者がしょっちゅう目に入るようにしていただけると徹底のためにはいいかなと思うので、考慮していただければと思います。意見です。
- 近藤学務課長　ありがとうございます。マニュアルについては既に研修会、各調理場において情報提供をさせていただき、情報の共有を図っているところでございますが、発生時の対応のフロー等につきましては、学校の各教室等にもラミネートをした形で設置させていただくように学校にはお願いをさせていただいているところでございます。いざとなったときにすぐ対応ができるように、情報の提供の仕方等を工夫してまいりたいと考えております。
- 服部委員　すみません、教えてください。議会の報告の中で、4ページの子どもの睡眠障害についてという質問があり、答弁の中で、既に取組を進めている自治体の事例などを確認するとありました。本当にGIGAスクールが進んでいく中でというより、今のこの世の中で、子どもの視力の問題ということはみんなが気にしていることだと思いますので、何か具体的な先進市の事例があれば、あと、都でそれを把握していらっしゃるとか、そういう事例があったら教えてください。
- 近藤学務課長　お答えいたします。睡眠障害等に関して、東村山市におきまして、圏域にある多摩北部医療センターとの連携事例を伺っておりますので、そういった自治体の取組を参考として、今後調査研究をしまいたいと考えているところでございます。
- 服部委員　ありがとうございました。
- 今井委員　学校給食のことなんですけれども、本当に給食はおいしくて、保護者対象にも給食の試食会があったり、学校訪問で給食をいただく機会があったりして、本当においしくて栄養満点で、子どもたちの心と体を育てていただいているなというふうに感謝の気持ちでいます。今回のマニュアルについては、使う機会が、出番がないほうがいいですけども、もし使うことがあったときに、現場の動きと本当に合っているのかというところは見ていただきたいなというふうに思っています。

あと、異物混入に関する保護者説明会に私も出席をして、ちょっと意見を聞いたりしたのですけれども、代替となる食事の提供というのかな。こういうときこそ非常食を配付するなどを考えてみたらどうかみたいな意見もあった記憶があるのですけれども、この話はマニュアルというよりも、防災の視点が入ってくるので、ちょっとずれてしまうかもしれないですが、学校側として考えるということはもちろんなんですけれども、その話が出たときに、こちらが願うばかりではなくて、自分たちで家庭としてとか、保護者として何かできることはないのかなというふうに考えたときに、学校訪問で、住吉小学校が防災に力を入れていると思っていて、本当に教室移動だけでも、いつ災害が起きてもいいようにと防災頭巾を持って歩いたり、あの施設はすごいなと思うんですが、そのときに、各家庭が自分の子どもの分の3日分の水と食料をまとめた非常バッグを体育倉庫に保管していて、夏休み前に持って帰って、2学期に点検してまた持ってくるみたいなことをしていると聞いて、すばらしい取組だなというふうにずっと思っています。例えば、保管場所の問題とかがあると思うんですけれども、莫大な費用をかけて子どもたちの非常食とか、そういう代替食とかを用意しますということは多分現実的ではないから、そういうふうに考えたときに、アレルギーのパターンとかも複雑化していったって、なかなか難しいところもあるので、各家庭でそういうものを用意するということで、家庭としてもそういう意識も高まるし、そういったことも一緒に検討していただけたらいいのかなというふうにちょっと思ったのですが、どう思いますか。

○近藤学務課長 貴重な御意見をありがとうございます。やはり、防災の備蓄品とか、帰宅困難者用の備蓄品とか、そういったものを活用する考えばかりがありましたので、いただいた御意見は新たな視点で、大変参考となりました。今後はそういった御意見も踏まえて検討を進めてまいりたいというふうに考えてございます。

○今井委員 ありがとうございます。

○後藤教育長 ほかに質疑はございませんか。――質疑を終結します。

次に、報告事項（3）令和7年（令和6年度）西東京市二十歳のつどい実施報告、説明をお願いいたします。

○大内社会教育課長 それでは、令和7年（令和6年度）西東京市二十歳のつどい実施報告、につきまして説明申し上げます。

お手元の資料を御覧ください。

今年度の二十歳のつどいの実施につきましては、令和6年第7回教育委員会定例会で報告した内容に基づきまして、令和7年1月13日の成人の日にタクトホームこもればいG R A F A R Eホールを会場に開催いたしました。

今回の対象者数は2,030人で、現住所の中学校区域を基準に2回に分けて実施し、全体の出席者は1,167人、出席率は57.49%でございました。

記念品でございますが、各中学校卒業の代表者による実行委員会にて記念品を決定していただき、今回はタッチペン付きのボールペンに縄文土器のデザインを施してお渡しさせていただきました。

式典の内容といたしましては、まず、式典の開始前に恩師からのビデオメッセージを上映いたしまして、国歌斉唱、主催者挨拶、来賓祝辞、そして、二十歳の代表の方からの挨拶を

いただく流れで実施いたしました。また、式典については、司会進行は大学生の方の御協力をいただくなど、二十歳の方や同年代の方からのお力添えもいただきながら実施できたものでございます。

なお、対応職員につきましては教育委員会の職員にて対応いたしましたが、西東京市交通安全協会の皆様や警察署の御協力もいただきながら、無事に挙行することができました。

来年度につきましても、引き続き二十歳の皆様の節目を祝う心を是非お届けできるよう、思い出に残る式典を実施してまいりたいと考えております。

報告は以上でございます。

○後藤教育長 ありがとうございます。

次に、報告事項（４）令和６年度西東京市図書館資料整理に伴う休館について、説明をお願いいたします。

○大庭図書館長 私からは、令和６年度西東京市図書館資料整理に伴う休館について、報告させていただきます。

休館の目的でございますが、西東京市図書館設置条例施行規則第４条の（３）「年１回、15日以内で西東京市図書館長が定める資料整理日」の規定に基づきまして、各館の蔵書点検等を実施するとともに、開館時には実施できない資料の移動及び集中的な書架の整理を行うため、休館いたします。

休館の期間及び実施館でございますが、令和７年１月21日から23日までは保谷駅前図書館で、令和７年１月28日から１月30日までは芝久保図書館及び谷戸図書館で、令和７年２月４日から２月６日までは中央図書館で、令和７年３月４日から３月６日まではひばりが丘図書館で、令和７年３月11日から３月13日までは柳沢図書館で、それぞれ実施いたします。

休館に伴う広報でございますが、市報、図書館ホームページ、各館におきまして、ポスターの掲示であったり、図書館カレンダー、OPAC、こちらのほうで周知いたします。

私からは以上になります。

○後藤教育長 ありがとうございます。

報告事項（３）及び（４）の説明が終わりました。質疑を受けます。

○山田委員 二十歳のつどいなんですけれども、対象者は2,030人で、出席者は1,167人。欠席した方には記念品は贈呈されないのでしょうか。

○大内社会教育課長 御質問をありがとうございます。記念品につきましては、お申し出をいただきまして、取りに来ていただいた方には是非お渡しするという形でアナウンスをしております、そのような形でアピールをしているところでございます。

以上でございます。

○山田委員 細かくて恐縮なんですけれども、そうすると、2,030人に案内をされるから、全員が来たときとまでは言わないが、結構な数を余裕を持って発注していると。そうすると、当日集まった人数いかによってはかなりの数が使用されずに残ることが起こり得るのではないかと思うんですけれども、そういったものについてはどのような扱いをするのでしょうか。

○大内社会教育課長 数に関しましては、歴年の参加者の方ですとか、実際に取りに来ていた

だいた方などの統計を用意いたしまして、数に見合うような形で用意をしてございます。

以上でございます。

○山田委員 ありがとうございます。

○米森教育長職務代理者 関連ですみません。対象者のカウントは、中学時の卒業生の数ですか。特別支援学級のお子様も入ったりはしているのでしょうか。

○大内社会教育課長 対象者数につきましては、先ほど申し上げた2,030人というものは、令和6年11月の住民票上の人数でまず算定しておりまして、そちらのほうの方にお送りするところにはなりますけれども、実際、確かに、今はもう住所が西東京市ではなくて、市外にお住まいの方もいらっしゃいますので、そのような方にも御参加できるような形でアナウンスをしているところでございます。特別支援学級などの皆様もちろん入っているものでございます。

以上でございます。

○米森教育長職務代理者 ありがとうございます。

○後藤教育長 ほかに質疑はございませんか。――質疑を終結します。

○後藤教育長 日程第4 その他を議題といたします。教育委員会全般についての質疑を受けます。

○今井委員 この内容は保護者の立場としての相談というか、ちょっと教えてほしいなという話なんですけれども、以前山田委員からもちっと話があったことで、タブレットのデータをどうするかという話なんです。2021年4月からGIGAスクールが始まって、特に、今の5・6年生にとっては相当な量のデータが積み重なっていると思うんですね。中には大切な思い出とか、あと、重要なアイデアとか、そういうものもあると思うんですけれども、そういう意味では知的財産というのかな、本当になると思っていて、その財産を卒業とともに失ってしまうということはすごく大きな損失になってしまうのではないかなというふうに思ってしまったのですが、どう思いますか。

○田村教育指導課長 児童・生徒の作品のデータにつきましては、卒業時、小学6年生のときのものは持ち上がりが可能ということなんですけれども、中学3年生のときに関しましては、クラウド上にあるものですので、そういった場合には、各学校で子どもたちに必要なデータのところをお申し出いただいて、全部欲しいという場合には、それでも構わないです。それをCDに焼いてお渡しするということになっています。昨年度の中学3年生のところ、あと、6年生の方でも、例えば他市に転学ですとか、私学に転学というようなところに関しましては、そういったことを周知して、CDに焼いて、データで持って帰るということをしているところです。

○今井委員 ありがとうございます。すみません、その仕組みを私は知らなくて、そういうふうに対応していただいているということで、安心しました。

小学校から中学校にはそのままデータが残るという理解で合っていますか。

○田村教育指導課長 そのところも、データをそのまま、特段小学校から使うものではないものもあるので、どうしますかということを確認しながら対応しているところです。

○今井委員 ありがとうございます。ちょうど6年生は3月で卒業して、リセットになってしまふなというふうにちょっと思って、遅いタイミングだなと思いながらも教えていただきました。

あともう一つ、タブレットの内容なんですけれども、タブレットの内容によって、印刷したいという場合もあると思うんですが、これも違ったらすみません。今は職員室でしか印刷ができないというふうに聞いていて、割とそれが不便とかなんとか、そういう学校からの意見とかは出ていますか。

○田村教育指導課長 基本的に、タブレット端末で印刷するという想定が、タブレット活用においてはクラウド上でのデータのやりとりということですので、印刷をやりとりするようなものという環境ではないということですので、子どもたちのほうからもし印刷してほしいというものがあれば、それに関しましては、やはりデータのほうで渡して、個別で印刷するということになっております。学校からは、基本的には、印刷したいので不便ですという声は上がっていないというところです。

以上です。

○今井委員 ありがとうございます。印刷できたらいいのにみたいな感じの声をちょっと聞いていたりしたので、今お聞きしたのですけれども、もちろん、みんなのタブレットからいつでも学校でプリントアウトできるよ、そういうふうになったらいいよということではなくて、そんなことをしてしまったら、本当に費用も何もかも大変なことになってしまうので、もちろんそんなことは思っていないのですが、例えば、必要であれば、家のWi-Fiにつないでいけば印刷ができることとかがあるのかなと、そんなふうにもできたらいいなという思いもちょっと込めて質問しました。

○山田委員 今の今井委員の御質問に関連するのですけれども、CDに焼いてくれるのは業者がやってくれるのか。それとも先生がやるのか。

○田村教育指導課長 教員のほうがやることになっております。

○山田委員 そうすると、またそれは先生方の働き方改革に関連してくるのではないかと思うんですけれども、それぞれの子どもたちがそういう要求を教員に出して、先生方がそれに対応するということはものすごく大変なことではないかと思うんですが。

○田村教育指導課長 アナウンスのほうはしているところなんですけれども、実際、各学校で、データを持ち帰りたいというお子さんは10名程度ということですので、各担任等を含めてやりますので、1人の教員が2人ぐらいにやればできるということですので、働き方改革というところで、そこまで負担にはならないという現状です。

○山田委員 誰かがそうやってデータを持ち帰れるようになって、すごくよかったよみたいな口コミが広がると、要望がたくさん出てくる可能性はありますよね。そうした場合にもう少し教育委員会としてもサポートできる体制みたいなものをあらかじめ考えておいたほうがいいのではないかなというふうに思いましたので、一応意見表明をさせていただきます。

○田村教育指導課長 ありがとうございます。今現在、CDに焼く状況が非常に増えた場合にどうするかということを考えておまして、ある一定期間、要するに、データを自分で抜けるようなシステムはというようなところで、先生方の負担を減らすような取組というか、試

行というか、どういったことができるかということを考えている最中でございます。

以上です。

○山田委員 わかりました。

○服部委員 今のことにに関して、私はちょっと最近、自分で苦勞してしまった記憶がありまして、ＣＤに抜けますよといったときに、その家でＣＤを買ってこられたり、いや、うちはＵＳＢがいいですよというようなことがあったりしたときに、機械によって再生できなかったり、そういうようなことを自分が経験してしまって、行った先で、実は移りませんでしたみたいなことがあったので、そういうことは今のところ、ＣＤのやりとりに対してはないということなんですね。

○田村教育指導課長 ありがとうございます。ＣＤに焼いてお持ちになったお子様のほうから、これは家のパソコンでは見られないということは聞いておりません。また、ＵＳＢを持ってこられて、そこに入れてほしいというようなことがあったとしても、そのＵＳＢにウイルス等がありますので、一応、学校に関しましては学校のＣＤを使って焼くということになっております。

以上です。

○服部委員 ありがとうございます。

○後藤教育長 ほかに質疑はございませんか。――質疑を終結します。

以上でその他を終わります。

以上をもちまして令和７年西東京市教育委員会第１回定例会を閉会します。ありがとうございました。

午 後 ２ 時 ５ ８ 分 閉 会

西東京市教育委員会会議規則第29条の規定によりここに署名する。

西東京市教育委員会教育長

署 名 委 員